SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

日本における外国人管理の歴史的考察: 退去強制の刑罰性を検討する一助として

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2015-07-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 足立, 昌勝
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008934

日本における外国人管理の歴史的考察

退去強制の刑罰性を検討する一助として--

目

は

じ

め

K

___ 日本資本主義の発達と外国人法制

= 独占段階と外国人法制

むすびにかえて ー 敗戦・ それ以後の外国人法制

四

は じ め に

である。 ならない 了で廃案になるといりパターンが繰り返されている。 対するつもりはないが、 ここ数年、 やはり政府の意図する全面改正のうらには、「日本軍国主義の復活」があるのではないであろうか。すなわちこ のであろうか。 春になると、 しかし現実の在留管理なり出入国手続なりは、 政府のあげる改正骨子としての、出入国手続の合理化・簡素化および在留管理の合理化などに反 毎年 (七〇年を除く) 「出入国管理法案」もしくは 何故にかくも強行に「出入国管理令」の全面改正を行なわなければ 現行出入国管理令の部分改正で行なわれているの 「出入国法案」が国会に上程され、 審議未

立

足

勝

自由の国において居住し、生活し且つ働く権利を剝奪するものである。 このような退去強制は刑罰であり、 ある。 ある」と述べている。 放又は遠流と同様なものである。 年に「退去強制は技術的には刑事手続ではないが、 を剝奪し、次には、 アメリカでは、一八九三年に最高裁判所のブルワー裁判官は「退去強制は刑罰である。 それは、先ず最初に逮捕 次世界大戦以前、 あろう。 の全面改正問題の分析視点は、 ついては、 刑罰であることは疑いの余地がないところである」といい、 わたくしが本稿に着手するきっかけは、 しかも、 わたくしは、 すでに多くのものが発表されており、 それは往々にして最も峻厳かつ残酷なものである」と述べており、 特に日本独占資本主義成立期およびそれ以前に傾いたのは、 家族、家庭、仕事又は財産からの離別である。そして、 本稿で、 この視点からわが国の外国人管理の歴史的展開を分析せんとした。 そこでの重点が、 日本資本主義の発展・展開とそれに規定された外国人管理ということに求められるべきで それは不行状に対するこの国における居住の剝奪である。 そのような剝奪は正に刑罰 退去強制は当該外国人にとって「刑罰」ではないかという疑問である。 それにつけ加えるべき何ものをもわたくしが持っていないからである。 それは退去強制される外国人に煉獄の苦痛を与えるものであり、 一九四八年には「それは徹底した措置であり且つ時に 海の彼方の遠い土地に追放することは 第二次大戦による敗北以後の外国人管理に さらに下って、 最高裁判所は一九四 時には最も重 刑 すでに は追 ۲ 自由 第二

者と雖もこれを有するものと認むべきである」といったのであるが、その後、それより進歩した判決が出されず 後退したように思われる)、未だ退去強制が刑罰であるということは言われていない。 またわが国の最高裁判所は、 一九五○年(昭和二五年)に「いやしくも人たることにより当然享有する人権は不法入国 (判例は

が、 とどうからんでいるのか、 このような現状の中で退去強制の刑罰性を問題としていくには、 副題として「退去強制の刑罰性を検討する一助として」と掲げたのは、この理由からである 又退去強制はどのような形で認められてきたのかが明らかにされなければならない。 日本における外国人管理が、歴史的に資本主義の発展 (外国人法制はわたくし わたくし

つほかにない)。

の専門外であるがゆえに、つたない誤まりを犯しているかもしれないが、その点については専門家 (研究者) の寛容をま

- 1 宮崎繁樹「出入国管理法案の問題点」法律時報四三巻 (昭和四六年) 六号、七七頁参照。
- 2 的地位」(一九六五年)所収の諸論文、法律時報四一巻(昭和四四年)四号所収の諸論文、和田英夫「強制送還と入管行政」ジュ る外国人の法的処遇」(同編著「亡命と入管法」築地書館、一九七一年、所収)、 在日朝鮮人の人権を守る会編「在日朝鮮人の法 四七年における出入国管理の概況」法曹時報二五巻(昭和四八年)一〇号一〇八頁以下があり、研究としては、宮崎「日本におけ 白書として、法務省入国管理局編「出入国管理白書」(昭和三四年)、 の問題点」などがある。 理行政二○年の歩み」法曹時報二二巻(昭和四五年)四三号三九頁以下、同編「出入国管理とその実態」(昭和四六年)、同 リスト四〇一号(一九六八年七月一日)、 ジュリスト四八三号(一九七一年七月一日)所収の諸論文および宮崎 「出入国管理法案 同編 「出入国管理とその実態」(昭和三九年)、同 「出入国管 一昭和
- 3 川原謙一「米国退去強制法の研究」鹿島研究所出版会(昭和三九年)二八頁。
- (4) 川原、前掲書、二九─三○頁。
- (5) 川原、前掲書、三〇頁。
- ・ 最判民集四巻一二号六八三頁以下、とくに六八六頁。

日本資本主義の発達と外国人法制

世紀の中頃には、 ギリスに求 に設立された東インド会社を通じての対インド外交政策は、 1、すなわち絶対主義的外交政策から産業資本主義的外交政策へと転換しつつあった。 1 すでに産業革命を経過してきた欧米資本主義は、 めると、 インドのほぼ全土を植民地として隷属させることに成功した。さらに、 その領土的 ・通商的野心の対象となったのは、まずインドであり、 九世紀の五・六〇年代には、 政治的 ・軍事的・暴力的性格を帯びていた。 その例を先進資本主義国であるイ ついで中国であった。一六〇〇年 保護貿易主義か 一八一九年にはシンガポー その結果、 ら自由貿易主義 ル 九 を

初の条約である。 おこし、 占拠し、 一八四二年に南京条約を結んだ。この南京条約は、 アヘン貿易の増大と相まって、 商業資本の前進基地として、中国のいずれかの地の獲得を熱望し、アヘン戦争を 中国を欧米資本主義に対して不平等の状態におとしいれた最

このようなアジア情勢の中で、日本は孤立した存在でいることは、 もはやできなくなっていた。

クスマン 徳川幕府の鎖国政策の脅威となった最初の国はロシアである。 (一七九二年)、レザノフおよびクルウゼンシュテルン (一八○四年)、ゴロヴニン艦長 (一八一一年) ロシア人は執拗に日本を開国させようと努力した の渡航 |ラ

が、いずれも成功しなかった。

る。 ここにおいて、 日本にもその危険性のあることをいささか誇張し」て、通商条約の締結を要望した結果、 五八年には、 上のことを許さなかった。その間隙をぬって、アメリカは一八五三年にペリーを浦賀に入港させ、 を無理矢理に押しつけ、幕府が二世紀以上にわたって維持してきた鎖国政策を打ち破り開国させたのである。 これに対しイギリスは、 軍事力を背景にしたハリスが、「敗戦によって条約を押しつけられること、 日本は、世界資本主義経済の一環に組み入れられ、 より積極的な方法で幕府に開国を迫ったのであるが、(ヨ) 今後、 資本主義的に発達することが予定されたのであ イギリスを取り巻く世界情勢が、(4) 清国の前例を避けることを説き、 日米修好通商条約が結ばれた。 翌年には日米和親条約 さらに一八 それ以

留することができた。 港で貿易のため、 をつけたものである。 (領事裁判 この日米修好通商条約は、 権) を認め 居留および借地、 公使・外交代表・総領事は、 それによれば、 (第六条)、 自由貿易と開港・開市を約し 居留地制を取り入れた(第三条)。この不平等条約は、(8) 建造物購入、住宅・倉庫の造営が許され、さらに江戸、 箱館、 神奈川、長崎、 国内旅行を自由にできたが、それ以外の一般人は、 (第三条)、片務的な協定税率制を採用し 新潟、 兵庫の各港が開かれ、 また、 条約締結国 大坂には商売のためにのみ逗 日本の外国人法制の先鞭 (第四条)、 0 原則として開港の 国民は、 これ 治外法権

場所から十里四方にかぎってのみ、

自由に旅行することができた

(第七条、

例外あり)。

気は、 ど金が安か 下級武士の生活は、 士による幕 って寸断され」てしまい、 金の大量流出を招き、 その結果、 の不平等条約により、 密封された棺に注意ぶかく保存されたミイラが外気に触れると分解するように」(9) 握りの富農やマ 府高官の たので 輸出入が増大し、 ますます苦境におちいった。 暗殺が頻発した。 物価騰貴と経済混乱、 = 世界の比率が一 鎖国をもっとも大きな支柱の一つとしてからくもささえられていた封建経済と、 幕府の権威は失墜していった。 ファ それを通して一部にマニュファ クチュア資本家のものであり、 かくして幕府が従来維持してきた「封建制度の機構は西洋の貿易と思想の侵入に 対一 民衆の生活困難に拍車をかけた。 五であったときに、 さらに日本では、 日本のそれは一対六あるい クチュアが生まれ、 当時、 般的には 金と銀とのバラン かえって物価の昻騰を招き、 その結果、 好景気が出現した。 新たな百姓一揆が 急速に分解しは は五であった— スが、 世界と比べて異常なほ しかしその その全上 起 般民衆 り、 銀の流入、 た 下級武 0) 好 ょ で

からの の行使 望したこと。(15) は |銃火をも辞さなかったが、あくまでも封建支配者内部の開明派の育成に力を注ぎ、 また幕末以降の貿易で支配的地位にあったイギリスは、 な避け、 改革の (3)貿易発展の障害となる封建制の廃止を希望したが、 この基本方針は、 ため 外交交渉により通商の確保と発展を望んでいること、(3) K 倒幕派を助けて、 初代公使オ 新しい日本の 1 ルコッ 統一 クから二代目公使パークスに受け継がれた。 政権を樹立しようとしていた。 対日政策の基本として、 下からの急激な革命をきらい、 ②封建支配者のもつ攘夷の無謀性を悟らせる 次の三つのものを持っていた。 そこに外交危機打開の希望を 上から パ 1 0 クスは、 漸次的改革の そうした上 カゝ た 武力 けた め に

本と技術の 幕 府 0) 援助の下で、 方では、 で 0) 統 政権を維持し、 当時対日貿易において劣弱な地位にあったフラン 横須賀製鉄所を建設した。 援 助 の代償として特権 さらにロッ 0) 獲得を希望してい 3/ ュ 0 指導の下で長州征伐を試みた。 スの公使っ た。 ッ 幕 3/ ユ 府 は、 4 ま たフ あ ラ まで このような幕府とフ ン ス を頼 府 助

六○三年に家康が江戸に開いた幕府は滅亡したのである● ころを知らず、結局、一八六七年に第一五代将軍慶喜は、 ランスとの結びつきについては、 このようなフランスの意向・努力にもかかわらず、 「独占的色彩の濃い政治的軍事的性格のものであった」ということができる。 歴史の流れ 政権ならびに位記の返上を天皇に奏上した。ここにおいて、一 ――すでに始まった幕府崩壊への道 は、とどまると

みることができる。そのことは、外国人法制においても例外ではない。 わち国威を発揚し、国権を創出するという大義名分の下で、 上からの力で日本資本主義の欧米化を推進することになった のである。 かくして登場した明治政府は、資本主義経済を早急に欧米資本主義と対等もしくはそれに近いところまで発展させ 歴史的に運命づけられていたのである。その進展の早急さのゆえに、日本における近代国家樹立のための具体的で、 民主主義的代議制度を通じての人民大衆の手によってではなく、少数の官僚によって達成されたのである。 しかしその欧米化の本質は、不平等条約を押しつけた外国人(欧米人)に対するコンプレックスのあらわれ すな

神毉対答可被為遊叡慮ニ候間天下列藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ尽シ勉励可有候 朝韤之上断然和親条約被為取結候就テハ上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充実ニ国威ヲ海外万国ニ光耀セ まず、一八六八年 (明治元年) 一月一四日に、太政官布告「外国和親取結ノ事」を発布し、その中で シメ祖宗先帝之

扱可有之候間此段相心得可候事(9) 但此迄於幕府取結候条約之中弊害有之候件々利害得失公儀之上御改革可被為在候猶外国交際ノ儀ハ宇内之公法ヲ以取

同年二月一七日には、太政官布告「外国交際ニ付御布令」を出し、 テ盛ニ成」ってきたものであり、 と述べ、不平等条約は外国と交渉して改めるから、その間は従来の法(条約)に従って外国人を扱うことにした。 光耀シ天下ヲ富嶽之安ニ置キ列聖在天之神霊ヲ可奉慰上下挙テ此趣旨ヲ可奉謹承候事」といって、 現在においては「唯急務トスル処ハ時勢ニ応シ活眼ヲ開キ従前ノ弊習ヲ脱シ聖徳ヲ万国 外国との交際は「上代崇神仲哀御両朝之頃ョリ 日本は鎖国政策へ後

もどりせずに、

外国と和親する旨明らかにしたのである。

第一札で「人を殺し家を焼き財を盗む等之悪業あるまじく事 平等条約の遵守をうたっていることであり、 対しては、 していることである。 るところではなかった。 世界資本主義経済の一環に組み入れられた日本経済を、 ようにして明治政府は、 第四の覚書で禁じている。 その萠芽的なあらわれは、 それよりもここで注目すべきことは、 開国和親の方向を明らかにしたが、これは徳川幕府末期以来の歴史的必然のことであ それによれば 今後その条約にもとづく外国人法制を、 同年三月一 世界から隔絶する方向へ 四日の「五榜の札」の中にすでにあらわれている。(②) (傍点は筆者) 徳川幕府が欧米資本主義国の力でもって押しつけられた不 」と規定したうえで、 動かすことは、 国内法体制の一つとして樹立せんと もはや明治政 さらに外国人の殺傷 その「定」 0 なしう

第四札 覚

等イタシ 履行被為在候 以不届至極之儀ニ 今般王政御 候 モ ノハ朝命ニ悖リ御国難ヲ醸成シ候而己ナラス一旦御交際被仰出候各国ニ対シ皇国 ニ付而者全国 新ニ付朝廷之御条理ヲ追ヒ外国御交際之儀被仰出諸事於朝廷直チニ御取扱被為成万国ノ公法ヲ以 付其罪ノ 軽重ニ ノ人民叡旨ヲ奉戴シ心得違無之様被仰付候自今以後猥リニ外国人ヲ殺害シ或ハ不心 随ヒ士列ノモノト雖モ削士籍至当之典刑ニ被処候銘々奉朝命猥リニ暴行之所業無之様 ノ御威信モ不相立次第甚 得 ノ所 業

被仰出候事

以上に及ぶ鎖国が欧米資本主義の力により打破され、 と規定している。 先進資本主義国でありかつ日本に不平等条約を押しつ け がゆえに、 妥当であり、 たとえ 純法理論 たがかっ 「覚札」 て第四札は注意書き程度のものとみるのが妥当であろう。 K 的に考察すれば、 おい てといえども、 第一札の「人」の中には、 「五榜の その結果、 札 た欧米人に対する 明治政府のコンプレックスのあらわれで あろ の 一つとして、 明治政府が開国和親政策を採用し、 日本人のみならず外国人をも含まれると解するの 外国人殺傷の禁を規定したことは、まさに、 しかし歴史的に考察すれば、 欧米化に意を注いだ

〇年 外務省へその旨申立て、免状を受けなければならなくなった。ところで、「外国人雇入方心得条々」によれば 五月一九日太政官布告「諸官省府県ニテ外国人雇入ノ節免状可受ノ事」において、諸官省府県が外国人を雇う場合には、(空) および同年四月五日太政官沙汰「外国人ニ対シ粗忽ノ振舞致間敷ノ事」を挙げることができるであろう。 布告「外国人通行ノ節往来ヲ譲リ粗暴ノ所業無之様心得方ノ事」、同日太政官沙汰 「酒勾川ョリ東京迄外国人往来布告「外国人通行ノ節往来ヲ譲リ粗暴ノ所業無之様心得方ノ事」、同日太政官沙汰 「酒勾川ョリ東京迄外国人往来 人へ粗忽致間敷ノ事」、(3) ۲ のコンプレックスのあらわれの具体的なものとしては、 (明治三年)二月には、外務省より「外国人雇入方心得条々」が出され、外国人を雇い入れることが認められ、(智) 同日太政官達「諸藩ニ於テ私ニ外国人雇入不成ノ事」、(2) 同年八月二二日の太政官布告「外国交際改テ御取結ニ 一八六九年(明治二年) 三月二四日太政官 さらに、 ベノ事(26) 一八七 一付外国

へ掛合及へキ事 雇入候外国人其雇場所ヨリ他出ハ容易ニ許スマシキ筋ナレトモ止ムヲ得ス旅為致他支配之地通行之節者護衛差出

これにより、天皇を唯一最高の絶対主義君主とする単一不可分の統一国家ができあがった。さらに一八七三年(明治六年) 的蓄積を強行した。すなわち、一八七一年 れるよう強制する」がゆえに、政府は、封建的土地所有を基礎として、資本主義的経済の育成に努め、 伴い、外国人が諸寺・神社へ立入ることを許し、閏一〇月一二日には太政官布告で「東京在留外国人遊歩規程」を 定めた s 〇年近くも専制をほしいままにしてきた封建領主=大名から、 っているが、その反面、欧米先進資本主義が「あらゆる国民に、 滅亡したくなければブルジョアジーの生産様式をとりい と規定され、止むをえず外国人が旅行する場合には、護衛をつけ、行く先々でその旨言わなければならなくなった。 このようにして、 同年一〇月一七日の太政官沙汰で「外国公使等旅行ノ節取扱方」を定め、同一八日には、 (S) 明治政府は、コンプレックスに襲うちされて、外国人と日本人とを差別し、 (明治四年) 七月一四日に廃藩置県を行ない、 その領地を奪い、 その権力を完全にはぎとっ 藩知事をすべて免職にし、三〇 太政官布告で、 特別に外国人を丁重に扱 上からの力で原始 たのである。 さら

第七則

港税

七月二 号 に立ち しくは経営参加者となることができなくなった。(35) 納にさせたもの **うとしたも** 経済へ引き込み、 政商を保護し、 「日本坑法」 なが 八日太政官布告第二七二号で地租 ので 5 ある。 資本主義経済を育成し、 資本の本源的蓄積を強行する」ものであっ である。 一方では彼らの有する財産=富を税金として国家に吸い 鉱山採掘権をすべて政府が独占し、 それは、 「旧封 国権 改 建的貢租を全国 正 条例 0 田 復に努めたのである。 が これは資源の海外流出を防ぎ、 制定 外国人は鉱山の試掘、 的規模で踏襲し た。 施行され この た。 地 租改 これ 半 さらに同年七月二〇日にはい 、あげ、 正の強行により、 は従来 隷農体制をそ 鉱区の借用 天皇制絶対主義の それを資金にして国営企業をいとなみ、 の年貢 0) 経営、 物 政府は、 れ自身の 納 に かえて、 採鉱 財政的基 基礎として、 太政官布告第二五 農民を全面 精 製の 一礎を樹立しよ 地 租とし 経営 的 その 貨 7 主 九

ぶことによって、 は 鮮沿岸 権が れた。この条約の立て前としては、日朝平等であるが、一(智) 用した。 政府首脳 韓論 の ところが政府は、 関税 朝鮮における権利は詳細に規定されている。 認 に対しては消極的ではないがゆえに、 0 め 一八七一 測 B 部内で征 に 関 机 38 量 から 許されてい 第五 年七月二九日に日清修好条規が調印され、 韓論 日本も朝鮮の上位にあることを主張し、 欧米化の一 款で をめぐっ は る。 朝 鮮 環として、 て政争が行なわれ、 さらにその後の のニ 一港の開 欧米資本主義には従属する一方で、 港とその 一八七六年 朝鮮国 主なものとしては、 地 消極派 K 方では、 おける通商を規定し、 議定諸港ニ (明治九年) 二月二六日に日本と朝鮮との間に 朝鮮侵略の口実をつくらんとしたのである。 から これにより、 積極派 朝鮮人の日本における権 於テ日本国人民貿易規則」(38) を上回り、 第十款で 朝鮮が 隣 国 朝鮮開港地 第七款で 積極派は野に下った。 「上国」としている清と対等 の中国・朝鮮に対しては侵略政策 は航海安全のため K 利はほとんど規定せずに、 おける日本の片務的領事 (同年八月二 しかし消極派 修好条規が締 一八七三年に 0) 四 日 日締 本に の 条約 結 よる朝 P 裁 は、 日 結 を 本 を 本 採 で 来

連桅檣ノ商船及蒸気商船税 金五円

単桅檣ノ商船税金二円荷物五百石以上積

単桅檣ノ商船税

金一円五十銭 荷物五百石以下積

俱二附属脚艇ヲ除ク

日本政府ニ属スル諸船舶ハ港税ヲ納レス

(※ 桅檣とは帆柱のことをいう)

ド 税自主権は認められていない。 と規定され、 より不平等条約を押しつけ、 関税は船舶に対して課せられるだけであった。 このことは、 日本の植民地主義的大陸政策の端緒をここに認めることができるであろう。 日本は内では欧米資本主義による不平等条約に苦しめられなが したがって商品そのものに対する関税は無であ 5 り 朝 鮮 は 0 関 力

(明治七年) 七月一〇日太政官達第八七号がそれである。 3 このような内外情勢の中で、 曲りなりにも在留外国人管理といわれるものが、 それによれば、 政府により実施された。 八七四年

公使雇入ノ外国人自今職務上又ハ疾病等無余儀事故有之各地へ旅行候節ハ事、 由ヲ詳記シ其時々外務省 申出通行免状

ヲ可受(傍点は筆者)

れ いことで他の土地へ旅行しなければならない場合には、 とされている。ここでは、 た。その後、 八七九年 まず第一に外国人管理は外務省の管轄とされ、 (明治一二年) 一〇月九日の太政官達第三八号で、(4) そのたびごとに外務省へ さらに、 届け出て通行免状をもらうように定めら 外国人が職務上又は病気などの 余儀 な

と規定し、 尤同 同時ニ必其事故ヲ詳記シ戸長役場へ可為届出若シ滞留数日ニ及フトキハ七日毎ニ為届候様可致旅行免状ヲ所持スル外国人旅行ノ節疾病其他不得止事故アルトキハ旅籠渡世ノ者ニ無之トモー 外国人が旅行の途中で病気などの止むをえざる事故で一時宿泊しても構わないが、 へ可為届出若シ滞留数日ニ 及フトキハ七日毎ニ為届候 様、 その場合には、 可、 致、 時宿泊 、傍点は筆 七 3/ 者 ム 事故の様子 ル モ

を詳記して戸長・役場へ届出ることを義務づけた。

社の使用人として来日するものが増加し、 のほかは、 くわずかでは これら二つの太政官達により、 貿易商業活動者が多かった」のであるが、 あるが管理することができるようになった。この当時の在留外国人は、 一応の外国人管理がなされ、 その数は当時の在留外国人のほぼ半数を占めていた」といわれる。 日清修好条規が結ばれてからは、 政府 ・外務省は、 外国人の居留地外での行状について、ご 「政府や日本側商社に雇われるもの 「中国人で貿易商または外国 人商

て囚 華族らの財産は安定した資本となった。 整理が進んだ結果、 の体制的矛盾の表現として、一八八一年 れに対して政府のとったデフレ政策は、 その後の日本経済は、 「人的奴隷的に搾取したので、一八八五年以降工場生産は飛躍的に増大した。 (8) 正貨準備は充実し、 廃藩置県・ 地租改正を通じての資本の原始的蓄積の過程があまりにも急速であったがゆえに、(4) 資本家は、この資本を背景に、土地を収奪され土地からきり離された農民を集め 一方では農民や小商品生産者を没落させプロレタリア化させたが、(も) 金利は低下し、公債が上がったがゆえに、 (明治一四年) から八五年 (明治一八年) にかけて深刻な不況がおとづれた。 その大口の所有者である政商・銀行 他方では紙 幣 そ そ

した。 と利益とを守るために、法権の回復を要求することとなった。そして井上案、大隈案、青木案を経て、(5) (5) 奥宗光外相が一八九三年 このように産業資本を育成していく上で、 この要求はイギリスを筆頭にして、その国の経済的利害に結びつくがゆえに拒否された。 そこで政府は民族 (明治二六年)七月から対英条約改正交渉を始めた。 不平等条約が桎梏となり、 その条約では認められていない関税自主権 伊藤博文内閣の陸 を要求

干渉に対抗するものを必要としており、 てか 接近をはか 当時イギリスは、 B っていた。 極東における優位を確保するために、 極東で帝政ロシアとの対立を深めていた。 また日本も、 当時すでに、 それをイギリスに求めた。かくして両国の利害が一致して、 政府・ イギリスは、 軍部を中心に日清戦争の機会をねらっており、 ことに一八九一年に、 日本をロシアに対する前哨地として利用するため日本への ロシアがシベリア鉄道計画を公表し 一八九四年 それには (明治二 アの

日に、 法権については、基本的に対等の条約をもつ国となったのである(このイギリスの支持を背景にして、 七年)七月一六日に、日英改正条約がロンドンで調印された。この条約により、(笠) 日本艦隊は宣戦布告もなしに豊島沖で清国艦隊を不意打ちし撃滅した。 そして八月一日によう 日本は東洋ではじめて欧米資本主義国と やく宣戦を 九日後の七月二五

外国人管理体制をつくらなければならなくなった。そこで内務省令により在留外国人の登録を定め、 けない外国人の居住・営業に関する勅令が公布された。 この改正条約が施行された一八九九年七月一六日より、 外国人は日本の全域で住むことができるようになり、 改正条約の影響を受 本 格的

は真実のことを届出なかった者は罰金または科料に処せられた 問に答えずもしくは真実を答えなかった場合に は二十円以下の罰金に処せられ とができる れ、届出られた内容が登録されており(第七条)、 住所の移転 (第四条)、 九〇日以上同一市町村に居住する(九〇日以上居住する目的をもって居住する場合も含む)外国人は 「氏名国籍職業年令 によれば、 まず一八九九年 居住ノ年月日、 (第八条)。警察官には宿泊届や「登録簿ニ登録スヘキ事項」についての尋問権が認められ 旅館などの経営者は他人を宿泊さ せた場合宿泊届を警察署に出し(第一条)、一戸を構えている外国人お よび (明治三二年)七月八日に公布され、一七日に施行された内務省令第三二号「宿泊届ソノ他ニ関スル件」 姓名・国籍の変更(第五条)もその都度警察署に届出なければならない。 前居住所、 外国ニ於ケル住所及携帯セル家族ノ続柄」を警察署に届出なければならず(第三条)、 何人も登録簿の閲覧が許され かつ登録の謄本や抄本の交付を受けるこ (第一一条)。 (第一〇条)、 届出義務を怠った者も 警察署には登録簿がおか (第九条)、その尋

たのである。 たがって実態 この内務省令では、 管理の中心については、 把握の必要性の範囲内で、 在留外国人の実態の把握に重点が置かれ、 それは警察署であり、 外国人には一定の届出義務が課せられ、それを懈怠した場合に刑罰を加えるとし 尋問するのも警察官である。 在留中の活動については何らの制約も存し つまり外国人管理を警察行政の な かっ た。

居 環に組み入れたの また七月二七日に公布され、 住及営業等 関スル件」 であり、 K この内務省令は、 ょ 八月四日 れ に施行された勅令第三五二号 まさに治安立法として設けられたのだということができるであろう。 「条約若 ハ慣行ニ依 以居住 プ自由 ヲ有

第一条 居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス 他 外国人ハ条約若 行為ヲ為スコト コトヲ得但シ労働者ハ石ハ慣行ニ依リ居住ノ (傍点は筆者) ノ自由ヲ有セ 八特ニ行政官庁ノ サル者ト /許可ヲ受クルニトル者ト雖従前ノ居の ノ居留地 非サレハ従前ノ居留地及雑居 及雑居地以外ニ 於テ居な 住 地以、

と規定し、 本の労働 国人の入国が、 により労働 断市場が 労働者だけは行政官庁の許可を受けないかぎり、 者の入国 圧迫されることを警戒したもの」であろう。 阻止されうるようになった。 は、 原則として許可されないこととなり、 そのことは、「新たに韓国、 日本国内全域における居住の自由は与えられなかった。 その 結果、 清国などから仕事を求めて外国 低賃 金労働者として世界各地 人が多数流入し に進出し てい

た日 総数と資本金 化をうながし、 4 紡 資本主義の 4 一労働 必然的 績 r 0) 本資本主 日清戦争に勝利 ・ライ 組 女工 合期 に 多く 発展と労働 は、 丰 成会」 一義は、 が の 一八九七年には城常太郎や高野房太郎らにより 〜総数の増大となってあらわれ、ここに産業資本が確立されたのである。 技 Ó おこり、 労働 師 官営軍 がつくられた。 者に対する苛酷な労働は、 者がうみだされてきたが、 工 下関条約 務係 その 事 工業や巨大政商資本を中)動きは各地へと伝わっていっ 0) 解 麗を要求してストライキをおこした。 (一八九五年四月一七日) そして同年末には、 労働 労働 者を階級としてめざめさせたのである。 「者は原始蓄積段階とかわらぬ残酷な搾取をされていたのである。(窓) 心にして、 期成会の努力により た。 により台湾を領有し、 このような労働 飛躍 職工義勇会」 的に発展した。 一八九六年 「鉄工組合」がつくられい がつくられ、 者の 階級的自覚の 約三億四千万円もの賠償 (明治二九年) それは、 この資本主義の さらに 具体的 八九四 た 高野と片山 には三重県紡 カュ には、 ま この 発展に ŋ 年 は 一月に大阪天 組 金を 工 場・ ともなっ 団 手に入 は 結

一月に、 このような労働 東北 線 一帯の列車を完全にとめるほどの、 . 運動の激化に対応して、 政府は一九〇〇年 大規模かつ組織的なストライキを行なった。 (明治三三年)、治安警察法を制定した。そこでは、

第十七条 左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行、 脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若 煽

労務ノ条件又ハ報酬 関シ協同ノ行動ヲ為スヘキ団結ニ加入セ シメ又ハ其ノ加入ヲ妨 クル

動スルコトヲ得ス

叉 ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廃セシメ若ハ労務者ト 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇 シテ雇傭スル ノ申込ヲ拒絶セ セシメ若ハ労務ニ 3/ 従事ス ル 7 申込ヲ拒絶 世 メ

厶

ル

コ

F

と規定し、 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコ 労働組合運動を真向から否定したのである。

業は、 際的な帝国主義の対立を背景にもっていた。」 国内的にみれば、反戦運動・社会主義運動が高まっていたが、際的な帝国主義の対立を背景にもっていた。」 国内的にみれば、反戦運動・社会主義運動が高まっていたが、 の戦後恐慌となっていった。 シアと衝突することになった。この日露戦争は、「日露双方のがわからの帝国主義戦争であったばかりでなく、 政府は、 戦時利得と軍需により生産を拡大し、 このように労働組合運動を弾圧しつつ、力を朝鮮半島さらには中国大陸へと向けたのである。そこで必然的 この恐慌を通して、 飛躍的に発展した。((()) 中小企業・中小銀行は続々倒産し、 しかしそれはながく続かず、 財閥による独占が 一九〇七年 全産業で進行 (明治四〇年) 資本主義産 それ は国 に 口

地や資源を略奪するための半官半民の東洋拓殖株式会社が設立された。 年三菱の朝鮮兼二浦製鉄所の設立、 このようにして成立した独占資本は、 同年大倉組の満州本溪湖煤鉄公司の設立が行なわれ、 はやくも資本の輸出を強行し、 九〇六年南満 州 また一九〇八年には、 鉄道株式会社の設立、 朝 鮮 九〇九 の土

方では、 政府は、 植民地主義的海外膨張をはかり、 まず朝鮮に目を向けた。一九〇四年、 第一次日韓協約と 「外国人

を併合した。

ك ل₆ 傭 宮守衛のため 吏の任免 聘協定」を強要し、 一九〇七年七月、 (第四条) 0) 陸軍一大隊を残して軍隊は解散させられた。そしてついに一九一〇年、 について、 朝鮮を日本の属国とした。 第三次日韓協約で、 日本が実質的権限を有するようになり、大審院々長及び検事総長は日本人と決められ、 施政改善 さらに一九〇五年一一月、 (第一条)、 法令の制定及び重要な行政上の処分 第二次日韓条約で、 日本は軍隊の力を背景にして韓国 日本は (第二条)、 朝鮮を 「保護国」 高等 皇 官

び朝鮮と最初の植民地台湾と合わせて、 らの植民地で、 給地として開発した。 このようにして、 日本資本主義のために、 日本は、 日露戦争の結果ロシアから受け継いだ遼島半島の租借地と、 人民の土地を収奪し、(65) いまや本土の総面積の七六%をこえる広大な植民地をもつ大帝国となった。 資本と商品の輸出先として、また本土への食糧と原料 口 シアに割譲させた南樺太 これ がおよ 0

道以北のドイツ領南洋諸島を占領し、 て青島をおとしいれて山東省を占領した。そしてその力を背景にして、 二十一箇条の要求をつきつけ、 さらに一九一四年 (大正三年) 八月におこった第一次世界大戦に、 同年五月にはそれをのませたのである。 欧州列強が東洋を顧みるいとまがなく、 政府は日英同盟を理由に参戦を強行 九 五年 かつ中国新政権がまだ微弱であるの(66) (大正三年) 一月に中国政府に対し たち に乗じ まち 赤 て

耗戦的性格の濃化につれてますます開放される海外市場への商品輸出の伸長によって自乗され、 さらに第一次世界大戦により、 海外からの戦略物資の注文で活気を帯びた日本の経済は、 「大戦の長期 白熱的に沸騰」(88) 化 交戦 玉 日 0) 本 消

資本主義は独占段階へと歩を進めたのである。

1 いわゆる三角貿易に関連して、一八三〇年頃迄は、貿易のバランスは中国に順調であり、インド・アメリカから絶え間なく中国に のがアヘンであり、このアヘンを媒介として、イギリスは伝統的な富裕帝国=中国に商業上の野心を向けたのである。E・H 銀が流入した。これが、ことに一八四〇年以降は逆転し、中国からインドへと銀が輸出されるようになった。この契機をつくった 「日本における近代国家の成立」大窪愿二訳、 岩波書店(一九六一年)四七頁、 マルクス 「中国とヨーロッパにおける草

命」マル・エン全集第九巻(大月書店、一九六二年)九二頁参照。

- 2 東京図書、一九六二年、四一五頁参照)。 リス商品に対して低率関税を認めた。そして翌年の追加議定書により、 南京条約により、中国は香港をイギリスに割譲し、広州・厦門・福州・寧波・上海の五港を開き、イギリス人の通商を認め、 った中国は、主権の一部を喪失し、半植民地になりはじめた」ということに尽きるであろう(ソビエト科学アカデミー版「世界史」 (外国人が行政機関、 軍隊、警察をもつことのできる領域)を認めた。この南京条約のもつ歴史的意味は、 イギリス人の中国における治外法権を認め、開港場に租界 「これまで独立国であ
- 3 そうとしてフェートン号を長崎に入港させた(フェートン号事件)。 一八二四年には大隅群島の宝島において野牛を奪ったイギリ、いいい ス水兵と島民との武力衝突事件がおきた。これに対して幕府は、翌年に外国船打払令を出し、排外運動を助長した。 一七九六年にプローニンが海図作製のため室蘭に淀泊し、九七年に江戸湾口に現われる。さらに一八〇八年には、日本の国防力を試
- 4 トルコ問題をめぐり、フランス、イギリスおよびロシアが対立し、一八五四-六年にクリミア戦争が起り、またイギリスとフラン ポーロにとっての世界の果て=日本に、それ以上の力を費すことができなかった。 スは中国で新たに樹立された不平等条約の維持に懸命になっていた。したがってイギリスは中国をこえて、ガリヴァーやマルコ・
- 5 日米和親条約は一八五四年三月三一日に調印された。 それは十二カ条から成り、 最恵国待遇を約し(第一条)、下田・箱館を開港 し、薪水食糧石炭の供給を約し(第二条)、アメリカ人の待遇(第四条、第五条)、欠乏品の取引方法(第八条) 九六七年、一〇三頁より引用)といっている。 商協定への前進におけるもっとも重要な一歩をなす」(ペリー「日本遠征記」―小西四郎 に領事の駐在を認めた(第一一条)。 ペリーはこの条約を「初歩的ではあったが、 他日日本政府との間に成立することあるべき通 「開国」岩波講座日本歴史第一四巻、 等を規定し、下田
- 6 日本の開国の意義について、マルクスは「ブルジョア社会の本来の任務は、世界市場を作り出すこと(少なくともその輪郭だけで 地化と、中国と日本の開国で終結するように見える」と論じている(一九五八年一○月八日のエンゲルス宛の書簡=マル 集第二九巻(大月書店、一九七二年)二八二頁参照)。 も)であり、その基礎にもとづく生産を作りだすことだ。世界はまるいので、このことはカリフォーニアとオーストラリアの植 ・エン全
- (7) 小西、前揭論文、一一五頁。
- 8 居留地は、従来幕府が長崎出島で行なってきたものにならい、一定の地域に外国人を隔離し、日本人との接触をできるだけ避けよ うとしたものである。しかし治外法権が加わった居留地は、南京条約での租界に等しいものとなることを、幕府当局者は予知しな

かったのであろう。

- (9) マルクス「中国とヨーロパにおける革命」九三頁。
- (1) ノーマン、前掲書、四九戸
- (1) ノーマン、前掲書、五〇頁。
- (12) 遠山茂樹「明治維新」岩波全書(一九六七年)五一頁参照。
- イギリスの初代公使オールコックは、「われわれの条約の目的が貿易であることはいうまでもない。貿易こそは第一かつ主要な目的 ろう。衝突や中断の危険なしに新しい市場を獲得することが、マンチェスターの夢であり、広くわが製造業界の希望である」(オ 目的は、 である」(オールコック「大君の都」山口光朔訳、岩波文庫、一九七四年、九五頁)といい、「われわれの条約の公然たる唯一の に極東においてこの目的を達成しうるかということをある程度確実に決定することができるなら、それはきわめて重要なことであ ルコック、前掲書、二七〇頁)と述べている。 高価な武力に訴えることなしに通商を拡張し、自由に発展させることだ。したがって、どういう条件で、そしてどの程度
- 14 このことについてオールコックは、「大英帝国を刺激して敵対行動に駆りたてたりする代わりに、条約の

 責務を遵守することによ が外国筋からどんな背信的な示唆をえようとも、大英帝国は穏当な手段で効果がないなら、大名たちを粉砕するであろう」(オー 罰が必要かもしれない。大名たちがどんなに抵抗しようとしても、大英帝国はいつでもこれを粉砕することができ、そしてかれら ルコック、前掲書、一一二頁)と述べている。 って平和的な関係を維持してゆく方が賢明だということを、大名たちやその支持者に教えるには、いままでよりももっと峻厳な懲
- 15 これに関しオールコックは、「結局いかなる政策をとろうとも、強制力をもたずに強制することは不可能だということはまったく も、むしろ上層から下層に向かって浸透過程をたどってゆかねばならぬ(傍点は筆者)」(オールコック、前掲書、一〇六頁)とたものは、大衆のすみずみにまで浸透することを許されるべきであるし、それに外部や下からの抵抗すべからざる圧力によるより 明らかだった。大きな変化が必要だった。しかしこれは、かなりの程度の信念の変化でなければならない。そしていかなる教訓と とも、最後の勝利をいっそう確実なものとし、勝利の完全さを保証するものなのである。新しい観念とか新しい原則・感情といっ いえども、急によく学べるものではない。日本人の心に有益かつ恒久的であるような変化は、かれらの古い伝統と思想の習慣にた いして徐々に行なわれ、着実に一歩一歩前進してゆかねばならない。しかしこの遅さこそは、たとえある点では残念に思われよう いっている。
- (16) 遠山、前掲書、一六七頁。

- 17 ように、速度こそは近代日本の政治・社会形態を決定した要因である」(ノーマン、前掲書、五三頁)といっている。 の段階とそれに対応する政治的側面――ヴィクトリア朝の自由主義とを省略して、一気に封建制度から資本主義に飛躍した。この このことをノーマンは、「他国が教世紀もかかって成しとげたことを日本は一世代のあいだに作りあげねばならなかったという事 実は、日本が自由主義的な制度というような贅沢品に時間をかける余裕をもたなかったことを意味する。日本は経済上の自由放任
- $\widehat{18}$ 近代国家樹立の具体的変革としては、立法府・行政府・司法府の分離確立、侵略の危険を受けとめるための最新式国防軍の創設、 その前提となる工業の開始、人材育成のための教育制定などがあげられるであろう。
- 19 官令全報第一〇五号明治元年正月之部、小笠原書房(明治一八年)一一二頁。
- (20) 官令全報第一○四号明治元年二月之部、小笠原書房(明治一八年)七—八頁。
- 21 同様のことを、同年三月一四日の五カ条の御醬文の五番目で、「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」といっている(官令全 報第一○三号明治元年三日之部、小笠原書房(明治一八年)三─四頁)。
- 22 弘令社、明治一三年、一三頁)と命令され、全部撤去された。 月二四日の太政官達第六八号により「従来高札面ノ儀ハー般熟知ノ事ニ付向後取除可申事」(官令全報第四九号明治六年二月之部) 不易の大法を意味し、「覚札」はそのときどきの必要に応じて発する布札を載せるものである。とのうち「覚札」は、明治六年二 「五榜の札」は、明治政府によって制定された最初の刑罰法規である。それは、「定・三札と覚・二札」とから成り、 「定札」は

は、平野義太郎「明治刑法発達史」明治権力の法的構造(御茶の水書房、一九六六年)所収、一一八頁以下が詳しい。 「五榜の札」については、官令全報第一〇三号明治元年之部、五一六頁参照。またその具体的な解説および歴史的意義 ついて

- (23) 官令全報第九八号明治元年八月之部、小笠原書房(明治一七年)八頁参照。
- 24 テコレヲ太政官ニ帰ス」と宣言し、「私ニ外国人ヲ雇フ勿レ隣藩或ハ外国ト盟約ヲ絶ツル勿レ是小権ヲ以テ大権ヲ犯シ政体ヲ紊ル同書同頁参照。このように政府は外国人の雇入を禁止したが、それはすでに一八六八年閏四月二七日の政体書で、「天下ノ権力総 戦争に勝利した諸藩の藩兵が各自の藩地に帰ることにより、各藩は膨張した軍事力を抱えることとなり、再び割拠の体制にもどろ ていたのである。すでに慶喜が大政を奉還し、明治政府は発足したけれども、まだ世の中がすべて天皇制になびいていたわけでは うとしていた。これに対して政府は、自己の軍事的優位の下で、唯一絶対政権を確固としたものとするために、外国人の雇入を禁 なかった。しかし戊辰戦争により、政府は旧幕勢力に致命的な大打撃を与え、自己の軍事的優位を確立することはできたが、その

- 止する措置に出たのであろう。
- 25 官令全報第九一号明治二年三月之部、 小笠原書房 (明治一七年) 七一八頁参照。
- 26 同書八頁参照
- 27 官令全報第九〇号明治二年四月之部。小笠原書房 (明治一七年) 二頁参照。
- 優れた者であるという思想がうかがえる。例えば「外国人ニ接対スルハ信義ヲ第一トシ皇国ノ声誉ヲ失ハサル様心懸クヘシ」、「諸 官令全報第八三号明治三年一・二月之部、小笠原書房(明治一六年)二三頁以下参照。その中には、外国人を特別視し、 カラス」と規定されている。ところが一方では、外国人には色々な者がいるから、 学科ニ付相雇候上ハ其学術専門ニ使用可致候外国人之内其私利ヲ貪リ専業之外日本内国人ト引合商売等相営度旨願出候トモ差許へ よく吟味して採用せよとの規定もある。 外国人が
- 29 官令全報第八〇号明治三年五·六月之部。小笠原書房 (明治一六年) 三頁参照。
- 30 官令全報第七八号明治三年九・十月之部、小笠原書房 (明治一六年) 一七頁参照。
- 31 同書一八頁参照
- 32 官令全報第七七号明治三年閏十月之部、小笠原書房 (明治一五年) 四一六頁参照
- 33 マルクス・エンゲルス「共産党宣言」マル・エン全集(大月書店、一九六〇年)四八〇頁。
- 平野義太郎「日本資本主義社会の機構」岩波書店 論争の一環として、講座派と労農派との対立があった。地祖改正の全文については、官令全報第四四号明治六年七月之部、弘令社 、明治一三年)八八頁以下参照 (昭和四八年)二七三頁。この地租改正の本質については、かつて日本資本主義
- 35 法」日本近代法発達史第三巻(勁草書房、一九五八年)所収、一八一頁以下が存在する。 ヲ借リ抗物ヲ採製スル事業ノ本主或ハ組合人ト成ルコトヲ得ス」と規定している。「日本坑法」の研究としては、石村善助 テ日本政府ノ所有ニシテ独政府ノミコレヲ採用スル分義アリ」と規定し、第四条で「日本ノ民籍タル者ニ非サレハ試堀ヲ作シ坑区 官令全報第四四号明治六年七月之部、七〇頁以下参照。そこでは、第二条で「前ニ掲記セシ物類凡日本国中ニ於テ発見スル者ハ都
- 36 との条約は第八条で日清両国相互に治外法権を認めていた。政府は、それを受けて一八七三年一○月八日に太政官布告第三三七号
- 37 ト欲スルニハ彼此互ニ同等ノ礼儀ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス(傍点は筆者)」と規定していたが、第一○款条約では形式的には平等であった。第一款では「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ嗣後両国和親ノ実ヲ表センで「清国在留御国人心得方規則」を制定した(官令全報第四一号明治六年十月之部、弘令社、明治一二年、二―三頁参照)。

38 との修好条規第一○款は、日米修好通商条約第六条(アメリカの日本に お ける 片務的領事裁判権を規定した条項)と酷似してい 田勝「明治初年の外交」岩波講座日本歴史第一五巻(岩波書店、一九六七年)所収、二四八頁参照。なお、この条約は、一八七六 すぎない不平等条約である。このことについては、井上清・鈴木正四「日本近代史」上、合同出版社(一九六四年)六八頁、時野 年三月二二日に太政官布告第三四号として告示された。官令全報第一八号明治九年三月之部、弘令社(明治一一年)四頁以下参照。 領事裁判権を認めていた。したがって第一款の「自主ノ邦」とは、朝鮮が清の属国ではなく清から自主であるととを示しているに 鮮国人民罪科ヲ犯シ日本国人民ニ交渉スル事件ハ均シク朝鮮国官員ノ査弁ニ帰スヘシ」として、朝鮮開港地における日本の片務的 「日本国人民朝鮮国指定ノ各口ニ在留中若シ罪科ヲ犯シ朝鮮国人民ニ交渉スル事件ハ総テ日本国官員ノ審断ニ帰スヘシ若シ朝

(3) 詳細は、官令全報第三号、弘令社(明治九年)九○頁以下参照。

る。

- 部、弘令社(明治一一年)二二—三頁参照。 には、内務省乙一五九号で「外国人旅行ノ節免状記載ノ身分ヲ以取計フヘキ」であるとされた(官令全報第二一号明治八年十二月 通行ノ事」とされ(官令全報第三五号明治七年八 ・ 九月之部、 弘令社、 明治一二年、 五三―四頁参照)、 一八七五年一二月五日 さらに一八七四年八月一○日に、内務省乙五○号で、「外国人旅行ノ儀取扱振身分等級有之者ハ従前ノ通平民ハ外務省免状ヲ以テ 官令全報第三六号明治七年七月之部、弘令社(明治一二年)一七頁参照。通行免状の書式については、一八七五年(明治八年) |月七日内務省乙一六〇号で定められている(官令全報第二一号明治八年十二月之部、弘令社、明治一一年、二八―九頁参照。 弘令社、 明治一一年、 二八頁)。 一八七四年内務省乙五〇号に違反した事件については、官令全報第二五号明治八年八月之
- (41) 官令全報第三九号、弘令社(明治一二年)五○頁参照。
- (42) 法務省入国管理局編「出入国管理とその実態」昭和四六年版、一〇五頁。
- (43) 法務省入国管理局編、前掲書、一〇六頁。
- 44 ると、従来、人民の富を収奪するために政府の採用してきたインフレ政策は、政府に対しても不利になった。また政府のインフレ 果、租税収入の八○・五パーセント(一八七五・七九年の五カ年間の平均)をも占める地租が金納になり、その額が固定化してく 明治政府は、直接間接に資本主義経済の保護育成を目指して、太政官札をはじめとする膨大な不換紙幣を発行し、人民の富 を国家へと収奪してきた。その中心的役割を果したのが、一八七四一八〇年にかけて全国的に実施された地租改正である。その結 政策により大商業資本に集められていた金禄公債は、その市場価格が下がる一方であった。

 $\stackrel{\bigcirc}{45}$ を、 している。 年には頂点に達している。またB麦におけるように、不納原因において「貧困」による不納は、八五年には八○パーセントにも達 策を採用した。その結果、酒造税をは じ めと する各種の間接税が一挙に二倍以上に引き上げられ、また地租に付加される地方税 一八八一年一〇月、首相に松方正義が就任すると、デフレ政策への転換が人民に苦痛をしいることを承知の上で、政府はデフレ政 本税の五分の一から三分の一にあげた。そして地祖・地方税等の「不納人員」は、A表のように一八八三年より急増し、八五

A表 地租・地方税・区村費の不納(公売等処分を受けた)人員

_	_	-			
七、九六八	三五、〇九六 二十、六一九	六二	10八、0至	七〇、六〇五	三、盆人
	年一一公年一一公年	公 年	全年	合年	一

B表 不納原因種類

哭%	<u>=</u> %	== %	兲%		当%	公0%	%dd	- L I %	貧困ノ百分比
1	-		1	1	三岩	一、声光	- = 0	四七九	不詳
景、岩、	元、三六	三	四、公二	1000	一六、六九七	元、八六	一四、八八七	九、三人	怠慢
三0、三0	一九、八六宝	五、六六九	で 芸	三70至	岡・三人七	ハベ、六九0	高、 高、 高、	高、 一局人	貧 困
二年	- 20年	公 年	八年	公年	<u></u>	· 全		一八二年	不納者種類

(平野、前掲書、六三頁による)

 $\widehat{46}$ との過程において、地租五円以上を納める選挙権者数および地租一○円以上を納める被選挙数は、C表、D表に示すように激減し ている。

4

六七

C 表
地租五
円 以 上
五円以上を納める選挙
る選挙
選挙権者数

						<u> </u>	- 毛齿、三元	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	 元三	三 美
							造年	<u></u> 章	二 二 年	二 年
九	1	九		プレ フベ	九七	九九九九	九カ	100	数した	場合のほと
	3	. 1	1	\#C (\)					を一一	
人の三く コロエー	<u> </u>	てロコインは甘油	や のおうべつ	八四つ、七六五	八四九、二四四	ヘビン芸芸	八大、八四〇	八克、一点人	者 数 ——	被選挙
八年 一		公年	公年	全	益年	全	全年		次	年
					-		-	_		

D 表

地租一〇円以上を納める被選挙権者数

				弄	弄	<u>~</u>			态	_ 大_	
				一、〇七九、四四七		<u></u>	一、二六至	、四0九、五10 一、一七五、0四五 一、一10、六四三 一、一八、五0八 1、0八二、六九七	、一型、0回五	「四0九、五10	
				空 年	年		造 年	- 二 二 二	<u>九</u> 年	20年	
'	<u>수</u>	<u></u> 슬_	凸	20	九三	九四四	四四	00	728	場一 合 の 係 数 た る を し な た る る の の の の の の の の の の の の の	14E
	、四八八、10七 1、五0五、1八三	10八八八回七	一、五三一、九五三	八〇九、六 一、大四、0四 一、ヤ 八、0 一、六八 、四 九 一、六三七、 三七	一、六八二、四九	0110,>1c	F. 130.	六〇 一、	1	選挙権者数) FEA
		公年	公 年	全年	公 年	全	年	年	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	年次	

(平野、前掲書、七一一二頁による)

- 47 住友、安田、渋沢等の政商へ払い下げを決定した。これは政商の産業資本への転化を助長する政策のあらわれである。 一八八〇年に、政府は、巨額の人民の富を収奪してつくられた官営工場・鉱山を、陸海軍工場を除いて、つぎつぎに三井、
- 48 え、綿糸生産高では、一五、五六八梱から一〇四、八三九梱へと約六・五倍に増加した(大久保利謙編「近代史史料」吉川弘文館、 八六年に二〇であったものが、 一八九〇年には三〇に ふ え、 紡錘数では、七一、六〇四錘から二七七、八九五錘へと約四倍にふ 万八千円から七七五三万円へと一五倍以上も増加したのである。また民間企業の中心をなす綿糸紡績業においては、工場数で一八 工鉱業における一八八四年の会社数は、三七九であったものが、一八九○年には二二八四と六倍にふえ、公称資本金では、 昭和四〇年、二八九頁以下参照)。
- 49 地を全面的に外国人に解放し、外国人の日本内地における旅行・居住・営業・不動産所有の権利を日本人と同等に認める、 井上案は列国公使と予備会談をかさね、一八八三年六月に提案されたもので、その骨子は、 を占める法廷で裁判する、 内地解放と同時に治外法権は撤廃する、 (四)日本の法律を欧米の原理に従って制定し、英文で外国に示し、その審査をうける、というもので (三) 日本の裁判所に外国人の判事を任命し、外国人が被告の事件は、外国人判事が多数 $\widehat{\mathbb{C}}$ 改正条約実施後五年たてば、 内
- 50 となどにおいて井上案を改善したものである。 それは基本的に井上案を踏襲し、その上で、最恵国待遇を無条件で外国に与えないこと、外国人判事は大審院に限って任用するこ 一八八九年に、大隈案は秘密で行なわれていたものが民間にもれ、政府部内の派閥対立もからまり、一〇月にほうむり去られた。
- 51 青木案は一八九〇年(明治二三年)二月以降、山形有朋内閣の青木周蔵外相によってすすめられたもので、 ないということをその骨子としている。この交渉は、一八九一年五月の大津事件により青木外相が辞任したので中止され ・税権ともに完全に回復する、(二)そのかわりとして日本の内地は開放する、 (三) 外国人判事の任用や法典予約は全く行 六カ年後に法権
- 52 その要点は、(一)批准後五年で効力が発生する、 面的に解放され、イギリス人の居住・旅行・営業の権利を認める(但し土地の所有権は与えられない)、(三)最恵国待遇は互恵主 (四)条約の有効期限は一二年とする、ということである。 (二) 発効と同時に治外法権は完全に解消する、その代りに、日本の内地は
- 53 以下における法令は、原則として法令全書による(静岡大学附属図書館には法令全書がなく、官令全報が存在するので、 ている明治一八年までの分については、官令全報によった)。 それに出
- 54 当時の中国人労務者の実情について、 法務省入国管理局編、 前掲書、 一〇七頁は、 「中国人は低賃金労働者として世界各地

58

いだものといえよう」と述べている。 義経済の上昇期にあったわが国が、低廉な労働力を必要とする時期にこの措置をとったことは、中国人労務者移民問題を未然に防 問題となっており、すでにアメリカ、オーストラリア、カナタでは中国人労務者の入国を禁止する措置をとっていた。資本主

- (55) 宮崎「日本における外国人の法的処遇」一七頁。
- 56 下関条約では、その第一条で「清国ハ朝鮮国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス、因テ右独立自主ヲ損害スヘキ朝鮮国 て押しつけたのである。 ョリ清国ニ対スル貢献典礼等ハ将来全ク之ヲ廃止スヘシー(大久保編、前掲書、二八一頁)といい、従来の日本の主張を清に対し
- (57) そのことはE表となってあらわれる。

E表 日清戦争前後における会社総資本額の比較(単位千円)

エ、ハモ生のエー、ハハー・アルニー	エ、ハモ生のエー、ハハー・アルニー
ことには、日本にしている。	エントにより、ことのことを持ちていることを持ちていることを持ちていることを持ちていることを持ちていることを持ちていることを持ちていることを持ちている。これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、
四一七二九二 二、四七七	五、三二三 四一七、二九二 二、四七七 一六六、二九三
三三、天上	二、三〇四 四、六一九 三三五、五八七 二、二五三
二、二三0 三、六三0 二六0、二二七 一、八八一	二、1150 三、大三0 三六0、三二七 一、八八
二三、八三五	一)一五二二三二八三五九四四
三八・七四	三、
三六、七三四 二三、八三五 三三二、三二七 三三二、三二七 三三二、三二七 二、八八一 三三二、三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二	一元、七四一元、七四一元、七四一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元、七元一元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七元一二、七二
	一段、大二元一次、元元
では、大い一条、大い一条、大い一条、大い一条、大い一条、大三元 できまる こうしゅう かいまた こうしゅう かいまた こうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	

取引所等を除外、一八九六年以降はこれを商業中に含む。 (大久保編、前掲書、二九一頁による)一八九三年までの工鉱業には資本金一万円以上の個人営業を含み、一八九三年までは銀行、

平野、前掲書、二三〇頁は、「貧農・小作人の窮乏と貧困とは、農村においては、何等の根本的解決をみることなくして、恒常的 に存在し、あらゆる種類の副業・問屋制に従属する家内工業労働を営むか、子女を紡績工場にプロレタリア化せしめるか、みづか

- とはできなかった」という。そして一八九七年(明治三〇年)の米価の騰貴が、米騒動の契機となったのである。 らも半プロレタリア化するか、そのいづれか(又、そのいづれも)の方法をとらねば、そのますます窮乏する農家家計を支えるこ
- 59 このストライキに対し、

 首謀者は、

 工業妨害罪(

 旧刑法二

 六九条)に

 問われ、

 三名が

 重禁錮二月、

 三名が

 重禁錮一月に

 処せられた (平野、前掲書、一四三頁参照)。
- (6) 井上·鈴木、前掲書、二一〇頁。
- $\widehat{61}$ 日露戦争の歴史的性格を明らかにするには、極東をめぐる帝国主義的国際情勢、 ごろまでに完全に形づくられた。スペイン≡アメリカ戦争(一八九八年)、イギリス≡ボ−ア戦争(一八九九—一九〇二年)、日露 義列強国相互の矛盾・対立を明らかにし、それを分析の基本的視点としなければならない。また日露戦争に関連して、レーニンは 「アメリカとヨーロッパにおける、ついでまたアジアにおける資本主義の最高の段階としての帝国主義は、一八九八―一九一四年 なかんずく極東における帝国主義の成立と帝国主
- 62 例えば、紡績業では、一日平均の運転紡錘数は、一九〇三年の一二九万錘から一九一四年の二四一万錘に、生産高は八〇万梱から 六七万梱に増大した (井上・鈴木、前掲書、二二一頁参照)。

る」と述べている(レーニン「帝国主義と社会主義の分裂」レーニン全集第二三巻、大月書店、一九六四年、一一三頁)。

戦争(一九○四−一九○五年)、一九○○年のヨーロッパの経済恐慌 --- これらが、世界史の新しい時代の主要な歴史的道標であ

63 とりわけ普通銀行は、 の全国普通銀行における地位は高まった。 合同して消滅したり、解散・破産により廃業したりして(F表参照)、五大銀行(第一・三井・三菱・住友

表 普 通 銀 行 消 滅 数

三、三七	1、九四0	「画画」	二、六八八八八	440.01	三、九五八	<u> </u>	四、元二	ン古中へ同	六、七五二	旧中中一	三、公室	六九千三円	資本金
11011	Ŧī.	-=	10		灵	一回		=		元	壳	三	廃解 業 数産
三	へ0至0	100	Orti	三、九00	<u> </u>	一、公量		元0	六七〇	九宝	트	三千	資本金
盂	ベ		=	=	_=	八	_=_	=	깥맥	五	五_	-13	消合 滅 数同
一合 計	三年	二年	一年	95年	只	02年	兴 年	2000年	66年	000年	2年	一 201年	年次

- 64 その「保護国」の本質は、第二次日韓協約の前文および第一条に掲げられていることにほかならない。 的ヲ以テ左ノ条款ヲ約定セリ 日本国政府及韓国政府ハ両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄此目
- 国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ(傍点は筆者) 日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓国ノ外国ニ対スル関係及事務ヲ監理指揮スヘク日本国ノ外交代表者及領事ハ外
- 65そうである。農村生産者・農民・からの土地収奪は全過程の基礎をなす」と述べている(マルクス「資本論」1、長谷部文雄訳、 史において歴史的に画期的なものといえば、資本家階級の自己形成に槓杆として役だつすべての変革がそうであるが、わけても、 人間大衆が突然かつ暴力的に彼らの生活維持手段からひき離されて、無一物なプロレタリアとして労働市場に放りだされる瞬間が 人民大衆からの土地の収奪は、資本主義的生産様式の基礎をなすものである。このことについて、マルクスは、「本源的蓄積の歴
- 66 導する中国革命同盟会が一九一一年一〇月一〇日に武昌に峰起し、一九一二年二月の辛亥革命により清朝は滅亡し、新中国が誕生 中国では、一九〇〇年に義和団の乱があり、それは衝動的ではあったが、最初の人民の列強帝国主義への反撃であり、孫文らの指 したのである。

河出書房、昭和三九年、五六三頁)が、このことは、植民地における土地収奪についても妥当するであろう。

- 67 対支二十一箇条は、全部で五号二一カ条から成っている。第一号は「山東省ニ関スル件」であり、四件より成る。その第一条で、 政府ト協定スヘキー切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス 支那国政府ハ独逸国カ山東省ニ関シ条約其他ニ依リ支那国ニ対シテ有スル一切ノ権利利益譲与等ノ処分ニ付日本国政府カ独逸国
- といっており、第二号は「南満州及東部内蒙古二関スル件」で七件より成る。その第一条で、 両締結国ハ旅順大連租借期限並南満州及安奉両鉄道各期限ヲ何レモ更ニ九十九ケ年延長スヘキコトヲ約ス

といい、第四条で、

- 号は「懸案其他解決ニ関スル件」で七件より成っていた。この第五号の要求に対して、中国は最も強く反対した(文部省編「日本 外交年表並主要文書」による)。 という。第三号は「漢治萍公司ニ関スル件」で二件より成り、第四号は「一般沿岸島嶼不割譲ニ関スル件」で一件より成り、第五 支那国政府ハ南満州及東部内蒙古ニ於ケル鉱山ノ採堀権ヲ日本国臣民ニ許与ス其採堀スヘキ鉱山ハ別ニ協定スヘシ
- 68 井上晴丸「独占資本主義の確立」岩波講座日本歴史第一九巻(岩波書店、一九六三年)所収、一一二頁。

三 独占段階と外国人法制

次に掲げる者を地方長官は上陸 独占資本主義段階に移行した日本経済に裏打ちされて、 月二四日に公布され、 1 第 次世界大戦という帝国主義戦争に 二月一 日に施行された内務省令第一号「外国人入国ニ関スル件」がそれである。 |禁止にすることができるとされた。 おいて、 直 政府は本格的外国人管理に手をつけた。 接的被害をこうむらず、 かえって諸外国へ の輸出の 九 八年 その第一条では 急増により、 (大正七年)

一、旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者

二、帝国ノ利益ニ背反スル行為ヲ為シ又ハ敵国ノ利便ヲ図

ル虞ア

ル者

三、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者

四、浮浪又ハ乞食ノ常習アル者

五、各種伝染病患者其ノ他公衆衛生上危険ナル疾患アル者

、心神喪失者心神耗弱者貧困者其ノ他救助ヲ要スヘキ虞アル者

た。 書を使用し、 て真実なる陳述をなすことが義務づけられ、 また第三条では、 あるいは虚偽の方法により査証を受けた者には、 渡来する外国人は警察官吏の請求に応じて旅券または国籍証明書を提示し、 第四条では、 第三条に違反した者、 地方長官が上陸禁止、 または他人名儀の旅券も 退去強制を命じうることが定められ その他必要な取調べに対し しく は国 籍 証明

い あり、 うことである。 ここで注意すべきことの第 第二 は、 ځ の省令がこれ以後の規定 は、 この省令が列国の帝国主義戦争の最中に日本独占資本主義の手により (一九三九年内務省令第六号、 一九五一年政令第三一九号) 制定され の根幹をなすと たこと

る。

きるであろう。 陳述」等と規定されている。これらは、 こでは省略する)。 常習」 ることである 前者については、 「公衆衛生上」および「救助ヲ要スヘキ」等の規定があり、 (帝国主義段階における国家と一般条項との結びつきについては、すでに詳細に論じられているので、こ 具体的に検討すると、第一条で、 歴史的にはすでに詳細に述べてある。 その取締りを警察がすることとあいまって、 「帝国ノ利益」、 ここで注意しなければならないことは、一般条項が多用されて 「敵国ノ利便」、「公安」、 また第三条には「必要ナル事項」とか 「真実ナル より一層の治安立法とみることがで 「風俗」、 「虞アル」、

該法令のところでそれぞれなされるであろう)。 び退去強制である。 流れているものは、 は九章七八カ条から成っている)、 具体的な手続や罰則も規定され複雑になっているが、 つぎに後者についてみると、 すなわち治安立法で外国人を管理せんとする方向は、 一九一八年省令に代表される一般条項による上陸禁止、 以後の規定は条文の数も多くなり(一九三九年省令は二〇カ条から成り、 全く変っていないのである 外国人に課せられた提示義務 それらの法令を通じ (具体的な検討は当 陳述 九 て 五. 義務およ 年政令 貫して

以外の 島は、 充たすことができず、 力 2 軽合金 椰子油 植民地からとれる産物は、 V 日本は第一次世界大戦中に占領した南洋諸島を、 半島 鉄合金、 游鉱 ・中国を手に入れんとした。この構想が「大東亜共栄圏」 石油 燐酸塩をすこし産出するくらいで、
 樺太のパルプ、 ヹ゚ ム 台湾の砂糖・米・塩・天然樟脳・バナナ・パイナップル・茶であり、 ٠ ボ 関東州の塩であった。これらの産物 1 キサイト、 さらには十分ではない棉花 その後委任統治領という形で支配することとなった。 経済的意義よりも、 の構想であっ (原料) 軍事 羊毛・塩を求めて、 的意義のほうがより大きかった。 だけでは軍事的要求も工業上の要求も た。 インドネシア・ビル 朝鮮の米・ この南洋諸 金 それ 電

日 本独占資本主義は 「大東亜共栄圏」 の完成を目指して、 幾多の曲折を経ながらも、 軍国主義の道をかけおりたのであ

常な繁栄が過ぎ去ったあとで、 本主義は 和四年) (大正九年) 次世 成長 か ら 一 界 の戦後恐慌、 大戦 九三三年 金融寡 0) 最中に 頭制を経て、 (昭和八年) おけ 一九二三年 7 る重工 ・メリ 一業部 に カなどの先進資本主義国に先行して慢性的恐慌に 国家独占資本主義 (大正一二年) かけての世界恐慌がそれである。 門の発展を契機に、 の震災恐慌、 へと発展したので 独占資本主義に移行した日本経済は、 一九二七年 ある。 れら 韶 Ō 慢 和二年) 性的恐慌を媒 おそわれた。 の金融恐慌で 介に 大戦がもたらし すなわち l て、 一九二九 日本 九二〇 独 た異 占資 留 车

州 それを承 は 和二年) 日本政 事変)。 満 のような独占資本主 鉄 線 から二八年にか 認 府はこれを承認した。そこで「日満議定書」 そして三二年三月には、 Ü 路 かる た日本との 日本軍 下によっ 一義の あいだで、 けての二次にわたる山東出兵を行ない、 て爆破され、 発展とともに、 「王道楽土、 植民 地化が確認されたのである。 それを中国 軍国主義化を強 五族協 から 和 軍 調 0) をスロー 挑発的 印され、 つめ、 中国大陸 犯行と称して直ちに中国軍兵営 ガン 九三一 日 本 K 軍 围 年 「満州国」 の 主義勢力の (昭和六年) (侵略 を強行し 0) カイライ政権で 建国 九月一八日夜 たので、 宣言が発せら ある。 0 攻撃を開始し ある 0 奉天 九 れ 満 ~瀋 州国 七 九 た 月に (満 韶 لح 近

事変が 後半 決意し、 この 東北 で カュ ら三 親 E 護勇軍 段落し、 本軍 E 五 九三三年 派 年前 新聞 国 ||主義 0) 社長 半に 围 孫 内 0) 永 (昭和八年) 三月二七日、 勤 動 が暗殺されたことなどを口実に」、 办 に がけて、 きは、 部が 小 康状態をも 塘沽協定に 世界世 定の成果があった。 たらしたのである。 論 「違反」 0) 中で 孤立し、 国際連盟を脱退した。 して河北省東部の 華北侵略を再開した。 カゝ 国際連盟が し軍部の意向は この小康状態のもとで、 停戦区域から熱河に「侵入」 IJ さらに同年五月に塘沽停戦協定を結び、 ッ } かわらず、 ン 報 告₆ 採択 い 三五年五月二九 わゆる和協外交が (四二対 したことや、 日に、 l たの 展開され、 を 天津 支那 機 K 0 \equiv 脱 駐 に 日本 湍 屯 四 退 年 を 州

翌三六年二月二六日に、 的 に みると、 九三五年に天皇機関説問題により 二・二六事件がおこり、 叛乱 政局がゆさぶられ、 は無血のうち に鎮圧され 湍 州事変以 たが、 来 ~ 0 九 小 を契約 東状態な に軍 を混 部 乱に 独裁を ŧ ے 挙

の点については、すでに述べたが、一八年省令第一条は「其ノ上陸ヲ禁止スルコトヲ得」とされ、

裁量的上陸

禁止

攻作戦を開始した。これに呼応し、三八年三月、国家総動員法が成立した。この法律は 大綱の具体化がはじまった。] 前 合ヲ含ム) した広汎な委任立法である。 進さ そして一 世、 マシ ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」 よいよ本格的 九三七年 (昭和一二年)七月七日の蘆溝橋事件を契機として、 K そこで日独防共協定を締結し、 『東亜大陸における帝国の地歩を確保するとともに南方海洋に発展を期する』 という国策 反ソと反英米仏を柱とする国際的 翌三八年には、 「戦時 中国屈服を目指す本格 (戦争 ファ ニ準ズベキ事 3/ 3) ムの ことを目的 枢軸 を 的侵 形

このような情勢、 内務省は 滞在及退去ニ 九一 関スル件」を公布し、 八年の内務省令を廃止し、 すなわち国内的には軍部独裁による軍国主義一色にぬりつぶされており、 五月一日より施行した。 新たに、一 九三九年 帘 和一四年)三月一日に内務省令第六号 「外国人ノ 対外的には日華 事変の最中

て第一二条が生れたこと、 なり、第三条は第一四条となり、 ばならない を許可された者は一五日以上の滞在を許されず、 ば、 省令は一八年省令をそのまま引き継ぎ、 この省令は二〇カ条より成り細かい規定が ところで一九一八年省令と比較してみると、 入国も通過もできないとされ、その場合上陸港では申告書を提出することが定められた。 さらに「通過」として上陸 「通過」とは (第七条)。 五日未満滞邦することをいうとされ、 第八条では外国人を宿泊させた者は、 \equiv 第一九条、 第四条は第一八条となった。 治安的観点より新たな規定を加えたもので 第二〇条に、 おかれるようになった。 一九一八年省令の第一条は三九年省令の第二条となり、 滞邦期間を延長する場合には、満了一○日前迄に延長許可願をしなけれ 省令に違反した場合の刑罰を規定していること、 また第五条で、 一二時間以内に警察署長に届け出ることが義務づけら つまり三九年省令の特徴としてあげられるのは、 たとえば、 各寄港地で警察官吏の査閲を経た後で 第一条で外国人の「入国」とは一 あること、 =防諜的意味をこめ 第二条は であろう。 第四条と な 五. けれ 日以

をもつようになった。

であっ たものが、三九年省令の第二条は「其ノ入国又ハ通過ヲ禁止スベシ」とされ、必要的上陸(通過)禁止となった (傍

第二点については、第一二条で、

点は筆者)ことがつけ加えられるであろう。

旅行セントスルトキハ……居住地所轄警察署長ニ旅行証明書ノ下付ヲ願出ヅベシ 第九条ノ届出ヲ為シタル外国人ニシテ旅券若ハ国 籍証明書又ハ之ニ代ルベキ証明書 ヲ取得シ得 ザ ル 者満州国又

う₍₀₎ と規定し、 一時軍部が中国侵略を行なっていることと考えあわせ、 まさにこの規定は防諜的意味をもってい たもの であろ

義務を伴う規定に違反した場合にはほとんど刑罰が加えられることになり、 くことにより、三九年省令をより実効あらしめようとしたのであろう。 に該当した場合には「三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百円以下ノ罰金(二〇条)」に処せられる。 第三点。一八年省令には刑罰規定は存しなかった (第三条の陳述義務も刑罰を伴う強制ではない)が、三九年省令では、 退去命令に違反した場合および退去強制事由 このように刑罰規定をお

禁止事由 登録することになった。 さらには第一○条で、 (第二条第一項) また第一八条で、一八年省令よりも退去強制事由が大巾にひろげられた。それより、 一八九九年内務省令第三二号の第七条と同様に、 に該当するものは、 退去強制を命ぜられることになった。 警察署長は外国人居住登録簿を作製し、 入国 (通過) 届出を

ては同 以上みてきたように、一九三九年省令は、 0) 4 のであるが、 当時の国内外の 情勢 独占資本主義段階における外国人法制として、 特に 軍部の 独裁 に規定されて、 より一層の治安立法としての 九一八年省令と本質にお 側 面

は、 これら二つの外国人法制を概観して、 外国人法制は法律によらず命令で規定されてきたということである。 さらに指摘しておかねばならないことが二、 それは、 背後に「外国人は、憲法上国内に居住 三ある。一つは、 開国以来日本で

で による審査を受けずに、 する自由を保障されていないのだからその取扱いは法律に基づく必要はない、という考え方」が存在したからであろう。 は 3 1 出入国 パ諸国の外国人法制と類似している。(3) 在留の取締りが警察により行なわれていたことも指摘されねばならないであろう。 警察当局が出入国・在留を管理しており、 しかし本質においては、当時の日本の警察は、行政検束権をもち、 まさに治安政策の一環として外国人管理がなされたの(4) このことは形式的に 司法

しての地位を占める朝鮮人」の扱いがある。 3 さらに、 特に取り上げなければならない問題に、 「当時日本国民であり、 現在のわが国においても特殊な外国人と

を向けてみる。 ここで法務省入国管理局編 「出入国管理とその実態 (昭和四六年版) 」により、 公式説明による在留朝鮮人の推移に目

制 られた朝鮮人労務者は、 より行なわ 九月から したので、 在留朝鮮人は約八〇万人を越えるに至った。このように多数の者が住むようになると、治安・労務の両面から社会問題化 達な朝鮮内では吸収されないために、 うになった。 その背景には、 二万二千人余りであるという。 の強化に伴い、 九一一年ごろは在留朝鮮人は四○○○人余りにすぎなかったものが、 「朝鮮内の指定された地域で企業主が渡航希望者を募集し、」四二年二月からは、「その募集が総督府の 「政府は行政措置により、生活の見通しのたたない者の渡航阻止を行なった。」その後、軍部独裁による戦時体 れし 四四年九月からは、「国民徴用令により行なわれた。」そして一九三九年九月以降、四四年九月からは、「国民徴用令により行なわれた。」そして一九三九年九月以降、 国民動員計画が策定され、 総計六三万五千人余りであったが、 朝鮮本土における人口増加がある。 このほかの軍人・軍属として日本内地にいた者 低賃金労務者として日本内地に渡航することとなった。」 そして一九三八年末に は(音) それには朝鮮人労務者も含まれることになった。一九三九年 その後の変化により終戦当時にその事業現場にい 一特に、 大正中期以後になって数多くの者が移住するよ 南朝鮮における農村の過剰人口が鉱工業の未発 (約一一万人) および一般朝鮮人を加える 日本内地に連れてこ (昭和一 あっ旋 四 生

市を含む都府県、 する朝鮮人は、 終戦当時の在留朝鮮人は、総計約二〇〇万人に及んだといわれる。これらの朝鮮人は、 日本内地に在留する全朝鮮人の約四分の三を占めていたことになる。 朝鮮に近い福岡・ 山口・広島の三県および北海道の炭鉱地におもに在留し、 第1表の示すように、 以上の一〇都道府県に在留 六大都

戦前における都道府県別 第1表 在留朝鮮人数

	بالبراز .	. EE 4/J MT	, v.,	
都	道府	県	昭和5年	昭和18年
総		数	,419,009	1,882,456
	大	阪	96,943	395,380
大大	東	京	38,355	123,126
都市	兵	庫	26,121	135,170
を含	京	都	27,785	74,079
都市を含む府県	愛	知	35,301	126,325
県	 神 3	奈 川	13,181	54,795
朝	福	岡	34,639	172,199
鮮近路	Щ	口	15,968	132,526
接地	広	島	11,136	68,274
北	海	道	15,560	82,950
そ	の	他	104,020	517,632

以上が政府による公式の説明であるが、

事実の真相はもっ

と悲惨な、

Ф つ

と赤裸

々な、

朝鮮人にとって屈辱に満ちたも

のである。 (19)

ば、 れ た国 V 帝国主義の諸特質の一つとして、 1 ニンは、 々からの移入民 その著 「帝国主義」の中で、 (労働者の流入と一般人の移住) 「帝国主義諸国からの移出民の減少と、 帝国主義段階における植民地労働 の増大とがある」という。そして帝国主義は、 これらの諸国への、 力の役割について論じている。 労賃のより安い、 肉体労働を それに おく よれ

義は、 傾向をもっている」ことになる。 生じさせ、 初は農業労働と鉱山労働を、 労働者のあいだでも、 労働者の「上層」と「本来のプロレタリア的下層」 特権をもつ部類を遊離させ、これをプロレタリアートの広汎な大衆から引きはなす、 のちには下賤な工場労働をも とのあいだに系統的区別をもうける。 植民地からの移住者に行なわせ、 労働者のあいだに階級を その結果、 「帝国主 という

「とくに大陸侵略と太平洋戦争の時期に日本帝国主義は戦時の労働力不足を解決するた めに朝鮮に戦時徴用制度を実施し、 すら保障しなかったし、 人が日本で苦役にしいたげられ、貧困にさいなまれ、飢えや寒さにふるえたあげくうらみをのんで死んでいった』といわ 数多くの朝鮮人男女を強制的に徴用して前線の労務者として投入したか、または日本へ引っぱっていった』のである。 この安い労働力を日本内地に移住させ、 5 このようなレーニンの分析は、日本の朝鮮における植民地支配にも妥当する。 日本帝国主義は朝鮮を領有したその日 「日本帝国主義は、 朝鮮人民の富を収奪し、 強制的に引っぱっていった朝鮮人を文字どおり牛馬のように酷使しながらも、 あらゆる民族的蔑視と虐待をくわえた。これによって数十年間、 彼らの生活手段を奪い、 肉体労働 ――炭鉱・鉱山などもっとも骨の折れる苦しい労働部門。 彼らを日本独占資本主義のための安い労働力たらしめたのである。 はかり知れないほど多くの朝鮮 かれらに最低生活費 につかせた。 力。

- 1 特に宮内裕「現代刑法における行為責任主義の原則」岩波講座現代法第一一巻(岩波書店、一九六五年) 所収、 一六六頁参照。
- 第一次世界大戦において、日本と同様にほとんど損害を蒙らなかったアメリカは、今や世界で一流の帝国主義国となり、太平洋顕 にとって、南洋諸島は重要なものとなった。 権をめぐり、 日本帝国主義と対立を深めることとなった。それにつれて、 南洋諸島のもつ軍事的意義はしだいに大きくなり、日本
- 3 南洋諸島が太平洋における戦略的要地であったのと同様に、 中心地として重要な意味をもっていた。 関東州は、 日本帝国主義の中国への侵略基地として、 また満州経営の
- 4 との戦後恐慌を契機にして、大戦中に中国市場からしめ出されていた欧米商品は、 中国市場に復帰しはじめた。それにより、 中国

市場はふたたび新たな国際資本戦のるつほと化したのである。

- $\overbrace{5}$ ものであったが、金融恐慌はまたさらに特別融通=信用膨張を激化させた。」その結果、日銀は資産内容が悪化し金融市場に対す 義彦「金融寡頭制の確立」岩波講座日本歴史第二○巻(岩波書店、一九六三年)八七頁以下参照)。この金融恐慌を、平野教授は る統率力を失い、日本の国際収支は破産に近づき、弱小資本が整理されて銀行その他の金融機関に資本が集積・集中された(小野 「二七年金融恐慌は、戦後の反動恐慌以来政府・日銀の救済融資=特別融通によってカヴァーされ蓄積されてきた矛盾が爆発した 「独占の進展、その国家との癒着の新たな発展」といわれる(平野、前掲書、三七六頁参照)。
- 6 リットン報告によれば、柳条溝事件は自衛権の発動ではないとされ、さらに満州国を否認した。
- 7 中国は一方で満州国不承認の原則を維持しながらも、他方で三四年七月には満州国との列車の乗り入れを認め、 開設し、翌三五年一月には郵便の開通を実現した。三五年五月には日中両国の大使交換が実現し、 和協外交は頂点に達した。 一二月には税関を
- 8 今井清一・野沢豊「軍部の制覇と日中戦争」岩波講座日本歴史第二○巻所収、二八四頁。
- 9 中山研一「現代社会と治安法」岩波新書(一九七〇年)六〇―一頁。

「出入国管理法案の問題点」七七頁および法務省入国管理局編、

前掲書、

一〇八頁参照

 $\widehat{1}$ 八年省令第四条は 10

宮崎

ケタル者ハ……帝国領土外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得 前条ニ違背シヌハ他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券又ハ国籍証明書ヲ使用シ若ハ虚偽ノ方法ニ依リ旅券又ハ国籍証明書ノ査証ヲ受

としていたのが、三九年省令第一八条は、

地方長官ハ左ノ各号ノーニ該当スル者ニ対シ帝国領土外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得

- 第二条第一項各号ノーニ該当スル者
- 他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券若ハ国籍証明書又ハ旅行証明書其ノ他之ニ代ルベキ証明書ヲ行使シタル者
- 虚偽ノ方法ニ依リ旅券若ハ国籍証明書又ハ旅行証明書其ノ他之ニ代ルベキ証明書ノ査証ヲ経タル者
- 第五条第一項ノ規定ニ違反シタル者

第七条第二項又ハ第三項の許可ヲ受ケズシテ滯邦スル者

と規定し、退去強制事由を拡大した。

12 前揭論文、七七頁。

- $\widehat{13}$ 諸外国における外国人法制については、宮崎編、 号(一九七一年七月一日号)四七頁以下参照。 前掲書所収の諸論文、 岡田照彦「入管制度の比較法的検討」ジュリスト第四八三
- 14 日本においては、明治以来外国人法制は治安立法としてなされてきた。中山、前掲書はこのことを看過し、 れている (同書八〇一八三頁の治安法の系譜2参照)。 られていない(同書一七一二〇頁の治安法の系譜1参照)。 それに対して現行出入国管理令は、 治安立法の一つとして取りあげら 戦前治安法の中にあげ
- (15) 法務省入国管理局編、前掲書、一〇八頁。
- (16) 法務省入国管理局編、前掲書、一一〇—一一一頁。
- (17) 同書、一一一頁。
- (18) 同書、一一一頁。
- 19 七二年一〇月)、北海道朝鮮人強制連行真相調査団「北海道朝鮮人強制連行と虐待の実態」(一九七三年五月) 朝鮮人強制連行の実態の調査報告書が、徐々にまとめられている。第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書 参照。
- (20) レーニン「帝国主義」宇高基輔訳、岩波文庫(昭和四二年)一七二頁。
- (21) レーニン、前掲書、一七二―三頁。
- 故郷から追いだされて日本へ流浪した人たちである」という。 植民地統治者によって強制労働に引っぱられていったか、または日本帝国主義のか酷な植民地統治のもとで生きる道を失い、その 朝鮮民主主義人民共和国の声明——「韓日会談」に関連して(一九六二年一二月一三日)——(「在日朝鮮人の法的地位」 朝鮮人の人権を守る会)一九六五年、二三八頁以下所収、特に二四一頁)。またこの声明は、「在日朝鮮公民は、過去日本帝国主義
- (23) 同声明、二四一頁。

四 むすびにかえて――敗戦・それ以後の外国人法制

署名が行なわれ、 官の指揮・監督に委ねられた。占領下の出入国管理については、すでに詳細に述べられているので、ここでは、 1 九四五年八月一五日、 日本の統治権は、連合軍最高司令官の制限下におかれることになり、 日本がポツダム宣言を受諾して、 第二次世界大戦がおわった。 日本への出入国も連合軍最高司令 九月二日には、 降伏文書の 簡単に事

実の経過を述べておきたい。

され とした。 K 本国に引揚げた非日本人は、 出 施行され、 る政令」 年六月二二日には、 連合軍 関する覚書」 解 鏮 さらに一二月一〇日にも同様の覚書を出した。 ない」ことを指示したが、 倉 体に 総司令部 伴って法務庁 九 箱根地区 さらに四月二日には、 (政令第二 四六年二月一 八月に を出し、 GH . い 九 の たり貿易業者の 入国監理部設置に関 Q は、 旅行が認められた。 九号) 0) 七日に 所管と 同年三月一八日には登録が実施され、 連合国 を定めた。 不法 は、 九 な 「日本における非日本人の入国及び登録に関する覚書」 四 |最高司令官の許可 引揚げを計画 五年一一月一日に た。 入国はあとをたたず、 入国が認められ、 六月に する覚書が発せられ、 また敗戦後も外国人管理は内務省が行なっていたが、 は、 [輸送の 九四 め 一二月には外国 週間二 「日本占領及び管理のための降伏後における初 朝 ない限り、 七年五月二日には、 道に乗せるために 六月一二日に 四 政府は、 その登録をもとに非日本人の引揚げを計画的 人を限度として観光旅行が許可され 商業交通の可能となるまで、 船 の横浜寄港にさいし、 「日本 それを受けて八月一〇日に 「朝鮮人、 への不法入国 外国人登録令 中国人、 が出され、 の抑 (勅令第二〇七号) 停泊中の 制 日 琉球人及び台湾人の に関 九四 るに 本に帰還することは 「出入国の 五月に 対の基 する覚書」 六時 八年二月、 V たり、 は、 に運 本的 間 だけ、 管理に が 指令 営し G を出し 公布 内 九 H よう 関 Q 四 を

害発布 する覚書」 こうした現状に対し、 也 月二八日 一〇月一 般的法令の 収容 を出した。 K E 「不法入国 護送 に外務省の外局として 制定を勧告し、 このような指令を受けて、 送還などの出入国管理が |者等退去強 G H Q は、 さらに国際復帰にも備えて、 制手 「出入国管理庁」 九五〇年二月二〇日に 続 令 統 を 制定 政府は九月三〇日に 的機構によって行なわれるようになっ し たが、 が設置された。 「出入国管理機関 その実施 九五一年一〇月四日に 「出入国管理庁設置令」 このときから、 前 に、 G に関する覚書」、 H Qより 出入国 「出入国管理令」 た。 出入国管理及び さらに政府は (政令第二 九月一 外国 一人登録 五 日 九 退 (政令第三 に 去強 翌 五 号 退去強 入国 制 九 を公布 手 五 制 に 年 関

号)が公布され、一一月一日に施行された。

する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」により、法律としての効力を与えられた。 ものとなった。このときから占領下の政令は本来廃止されるべきものであったが、 (五二年四月二八日にサンフランシスコ平和条約が発効し、日本の主権が回復したのに伴い、 出入国管理権も日本の 同日の「ポツダム宣言の受諾に伴 · 発

を侵害する規定が多くみられる。 この出入国管理令は、 数多くの退去強制事由を認め(第二四条)、 退去強制の手続の中には、 外国人の基本的 人権

とが極めて困難になってきている」という。そして改正骨子として、 六九年法案では、 いる。 と考えられるとともに、……現代のごとく一時に大量の出入国者がひん繁に交流する航空機時代にはそぐわなくなってお 素化すること、 いないこと、 化した現在、 会に提出されなかった)が、つねに審議未了で廃案となった。 入国管理法案」(六九年、七一年)もしくは「出入国法案」(七二年、七三年)として国会に上程した (七一年法案は国 これに対し、 国際交通を容易にしようとする査証免除の国際的傾向に順応できないこと、 在留資格制度の機能が十分に果たされて 在留管理が退去強制に偏しすぎていることなど、法令の不備が目立ち、流動する現代の諸要請に即応するこ 国の行政に重要な役割を果たす出入国管理行政をそのままポツダム政令によって行なうことは不適当である ②外国人の在留管理を合理化すること、③在日朝鮮人・台湾人の地位に変更を加えないこと」等をあげて 政府は改正(改悪というべきであろう)を企図し、 一九六九年以来(七〇年を除く) 政府は改正理由として、「国際関係、国内事情も大きく変 「①短期旅行者の出入国手続を簡 四回も改正案を 一出

来植民地として管理し、 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第一二条、第一三条および第二六条などの観点にたち、 このような現行出入国管理令の改正は必要で あ ろ う。 しかしすでに一九六六年一二月一六日に国際連合で採択さ れた 日本に強制連行し、 今なお在日している在留朝鮮人の扱いを慎重に検討した上で改正されるべき さらに一九一〇年以

であろう。

- 1 宮崎「日本における外国人の法的処遇」一九頁以下、法務省入国管理局編、 理行政二○年の歩み」法曹時報二二巻四号三九頁以下。 前掲書、一一一頁以下、法務省入国管理局「出入国管
- 2 法務省入国管理局、前掲書、八六頁。
- 3 法務省入国管理局「昭和四七年における出入国管理の概況」法曹時報二五巻一〇号一三一頁。
- 4 第一三条は、次のように規定している。

ができるものとし、国家の安全のためのやむを得ない理由により異る取扱いを必要とする場合の他は、自己の追放を非とする理由 及びこの目的のために、そのような当局又は人々の前において代理人によって代理して貰うことを許されなけばならない。 を申し立て、権限ある当局により、又は権限ある当局の特に指定する一人又は数人のものにより自己の事件を再審査して貰うこと 合法的にこの規約の締約国の領域内にいる外国人は、法律に従って下された決定によってのみこれをその領域から追放すること

(一九七三・一一・五脱稿)